

【今号の主なTOPICS】

- P 1 建築基準法12条・官公法12条点検改正
- P 2 保全連絡会議各地区で開催します！
- P 2 BIMMS-N操作説明会を開催しました
- P 3, 4 保全担当者からのQ & A
- P 4 保全実態調査へのご協力お願い
- P 4 鹿児島営繕事務所移転のお知らせ

～建築基準法12条・官公法12条点検～

2019年6月25日施行

点検対象建築物の見直しについて

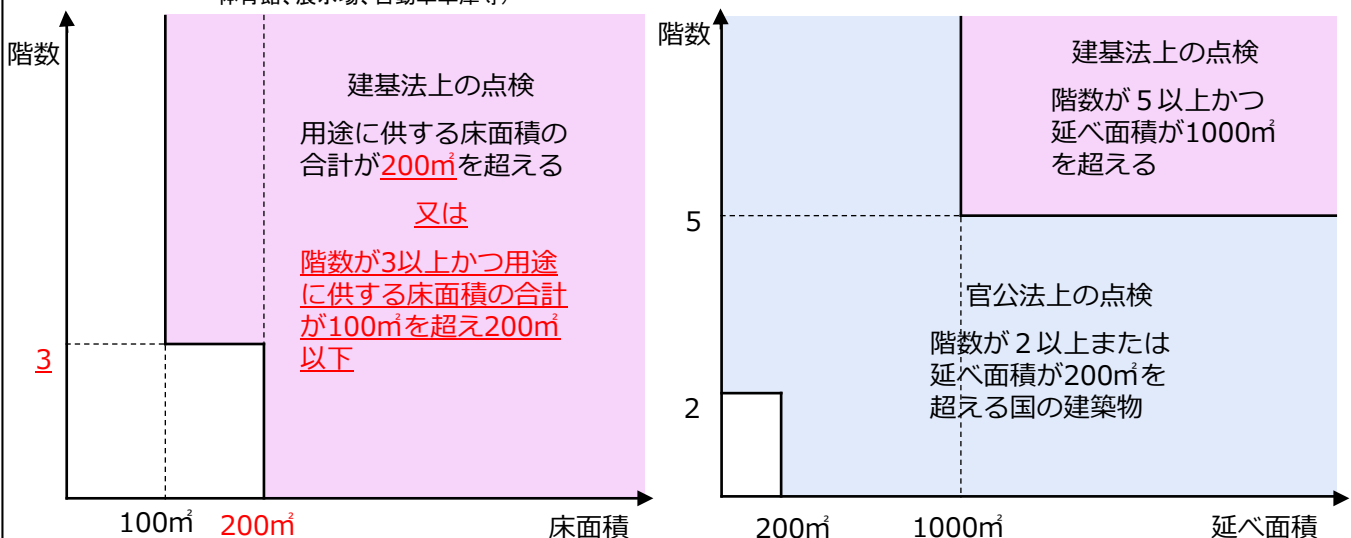
改正建築基準法が6月25日から施行され、12条点検の対象建築物が見直されました。点検対象の一つとして法第6条第1項第1号(=計画通知の対象)が位置づけられていますが今回の法改正で法第6条第1項第1号の対象が変更(100㎡超→200㎡超)となりました。これを踏まえ、これまで適用だった特殊建築物の一部については、施行令第14条の2で特定行政庁が(点検対象と)指定することができる建築物として定められました。官公庁施設の建設等に関する法律の施行令も併せて改正されました。

改正後、点検対象となる建築物は以下のとおりです。

特殊建築物

(劇場、病院、共同住宅、学校、倉庫、
体育館、展示場、自動車車庫等)

事務所その他これに類する 用途に供する建築物



なお、仮設建築物等に対する制限の緩和として、建築基準法第87条の3が新設されました。これまで法第85条各項で定められている仮設建築物等は新築等が前提でしたが、災害があった場合において既存建築物の一時的な転用に対応する規定が定められました。ケースとしては希だと思いますが、災害時において既存建築物の用途を変更した(一時的な転用)の場合、基準法、官公法12条点検が適用除外となる場合があります。

～上記法改正についても会議でご紹介します～

官庁施設保全連絡会議 各地区で開催します！

- 終了 6/26 (水) 福岡・佐賀地区
 7/11 (木) 長崎地区
 7/12 (金) 大分地区
 7/17 (水) 鹿児島地区
 7/19 (金) 熊本地区
 7/23 (火) 宮崎地区



6/26福岡・佐賀 保全相談コーナー

6月26日に開催した福岡・佐賀地区では、上記記事の法令点検改正情報、保全基礎知識、点検確認ポイント等を説明。会議後の保全相談コーナーも、すぐ満席となり、追加席を設置したりと大盛況でした。

今後の会議出席や事前質問などは本ニュースP4各窓口までご連絡ください。

官庁施設情報管理システム（BIMMS-N） 操作説明会を開催しました ご参加ありがとうございました！

5月31日(金), 6月6日(木), 7日(金)及び14日(金)の4日間、九州技術事務所にて操作説明会を開催し、九州管内の各省各庁の保全担当者47官署計76名にご参加頂きました。

説明会では、実際にPCの操作を行いながら、保全実態調査で使用するBIMMS-Nの入力方法や活用できる機能の紹介等を行いました。

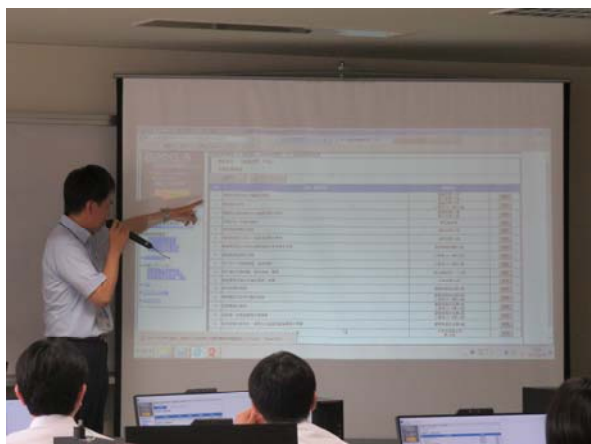
インフラ長寿命化計画で策定する、「個別施設計画」を構成する「中長期保全計画」や「保全台帳」について、BIMMS-Nを活用した作成方法についても説明しました。その他、入力に関する注意点として、入力間違いが多いカ所、法令点検適用となる場合の説明等も各入力画面ごとに説明しました。



説明を聞きながら操作や入力



操作説明会、会場の様子（この日は満席）



整備局担当官による具体の説明



説明会中や終了後も個別質問に対応

説明会では、調査、入力に関する個別質問等も対応致しました。今年度も多数の官署の方々にご参加頂きありがとうございました。

引き続き、BIMMS-N入力、報告（及び確認）の程よろしく申し上げます（入力期間は本ニュースP4参照下さい）。

なお、保全担当者からのBIMMS-N入力・報告に関する質問等も随時お答えしております。

保全担当者からの質問は本ニュースP4の公共相談窓口まで（各県担当の室及び各事務所）お問い合わせください。

～ B I M M S - N 操作説明会での質問をご紹介～

保全担当者からの Q & A

今年の B I M M S - N 操作説明会で、参加者（保全担当者等）から整備局にご質問頂いた内容について、ご紹介します。

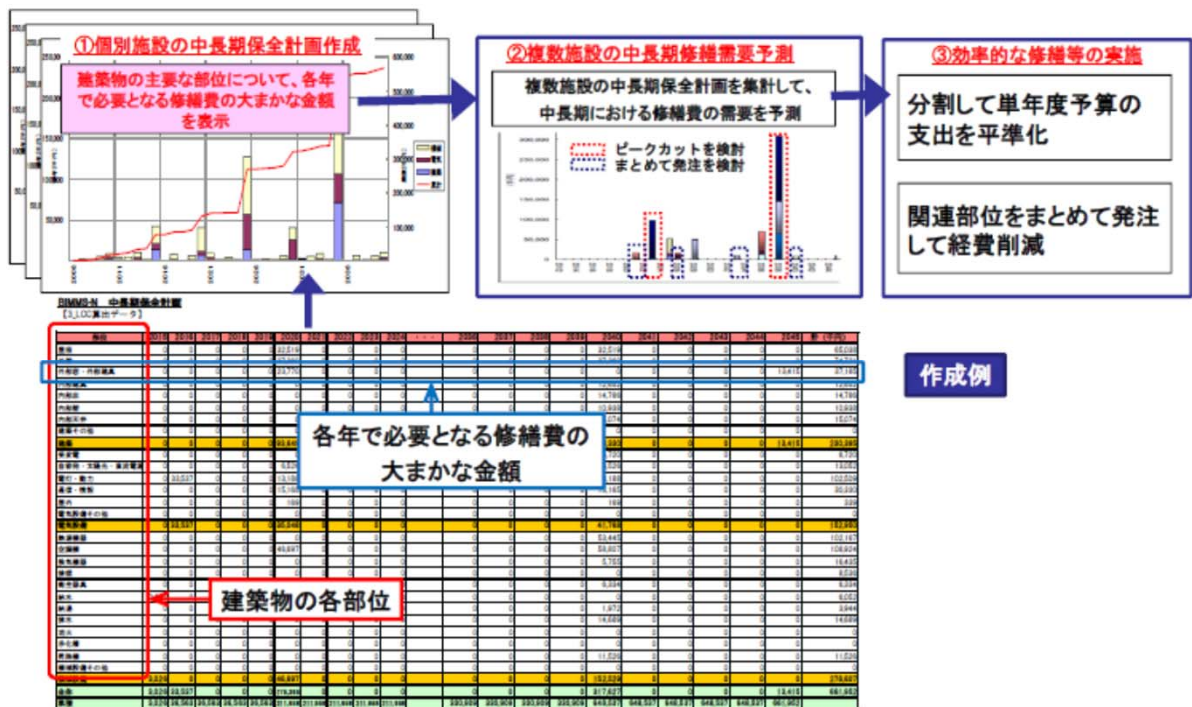
Q 1 : 中長期保全計画の更新目安を教えてください。

A 1 : 必要に応じて見直しを行うこととなりますが、
 目安としては5年以内毎に見直しを行うほか、大規模な修繕が行われた後や、
 その他必要があるときに見直しを行うことで、効率的・効果的な修繕等の実施
 に役立ちます。

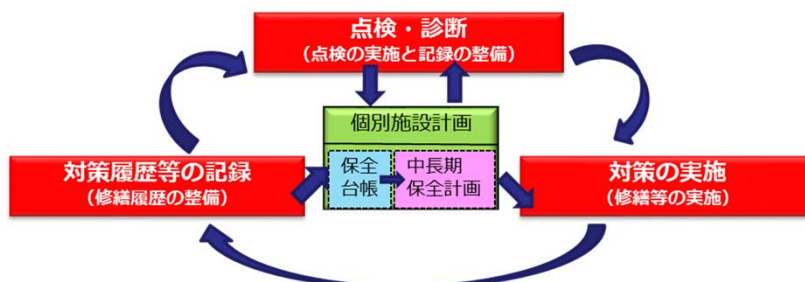
官庁施設における**中長期保全計画**とは？

中長期の保全の実施内容、予定年度、概算額を示したもの。建築物の各部位について修繕費が必要となる時期と大まかな金額を計画するもの。

今後の修繕費の需要を予測し、支出の平準化、関連する部位の更新を一時期に集約させる等、効率的・効果な修繕等の実施に活用することが可能です。



インフラ長寿命化基本計画において施設管理者が策定する個別施設毎の長寿命化計画（個別施設計画）の一部として位置付けられています。



**Q2 : BIMMS-N (官庁施設情報管理システム) に表示される
ユーザー名は変更できますか？**

A2 : ユーザー名の変更については「各省管理者」により変更が可能です。
各省管理者とは、各省各庁の管理責任者（本省等）で、IDの発行、管理等を行っている担当者です。

引き続き保全実態調査へのご協力をお願いします

保全実態調査は「官公庁施設の建設等に関する法律」第13条第2項に基づき、全ての国家機関の建築物等を対象に実施しています。

皆様には今年度の調査依頼が届き、BIMMS-Nに入力作業中の方も多いかと思います。ご協力の程よろしくお願い致します。

すでに報告を頂いた施設については、随時、報告内容について整備局にて確認を行っており、必要に応じ、調査票記入者へ問い合わせをしています。問い合わせがあった施設につきましては、問い合わせへのご回答も、どうぞよろしくお願い致します。

■ 入力期間

＜第1グループ＞

令和元年5月27日（月）～

令和元年7月26日（金）

裁判所、内閣府、法務省、
国土交通省、環境省、防衛省

＜第2グループ＞

令和元年6月10日（月）～

令和元年8月9日（金）

総務省、財務省、文部科学省、
厚生労働省、農林水産省、経済産業省

～引っ越ししました～

鹿児島営繕事務所移転のお知らせ

宮崎県、鹿児島県を担当しています、鹿児島営繕事務所が、令和元年6月24日（月）より、「鹿児島港湾合同庁舎4階（鹿児島市浜町2番5-1号）」へ移転しました。なお、電話・FAX番号の変更はありません。



公共建築相談窓口

《 総合相談 》

営繕部計画課 TEL 092-476-3535

《 福岡・佐賀・長崎県の保全担当 》

営繕部保全指導・監督室 TEL 092-476-3539

《 熊本・大分県の保全担当 》

熊本営繕事務所 技術課 TEL 096-355-6122
〒860-0047 熊本市西区春日2-10-1

《 宮崎・鹿児島県の保全担当 》

鹿児島営繕事務所 技術課 TEL 099-222-5188
〒892-0812 鹿児島市浜町2番5-1号

編集事務局

九州地方整備局営繕部 調整課 TEL 092-476-3537 FAX 092-476-3486
〒812-0013 福岡市博多区博多駅東2-10-7
Eメールアドレス qsr-tatemono-hozen@mlit.go.jp